

## 大阪市競争入札参加停止措置要綱の改正について（概要）

### 【改正理由】

- 大阪市競争入札参加停止措置要綱
  - ・新たな措置事例に応じた項目の追加。
  - ・規定の整備。



本市事例や大阪府、他都市  
の措置要綱を参考に改正

### 【主な改正のポイント】

#### ◎新規追加措置項目

##### (1) 新規有資格者に対する措置について（第6条の4）

新たに入札参加有資格を有した者が、措置要件に該当していた時の停止措置の追加。

##### (2) あっせん利得処罰法違反行為の措置について（要綱別表8）

他都市の状況等を参考に公職にある者等のあっせん行為による利得等により逮捕又は公訴を提起されたときの措置を追加。

##### (3) 建設業法に基づく許可取消処分を受けた場合の措置について（要綱別表11(6)）

建設業法第29条に基づく許可取消処分の場合の措置の追加。

#### ◎運用改正措置項目

##### (4) 措置期間の特例について〔加重措置〕（第6条の2）

第1項の規定において、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」、「刑法上の談合等」、「あっせん利得処罰法違反行為」の措置に対する加重措置の運用の整理。

##### (5) 過失による粗雑な契約の履行等について（要綱別表1(3)）

工事において再三指摘しても改善しないときは2月措置しているが、工事以外の契約についても措置できるよう適用を拡大。

##### (6) 行政処分を受けたことによる措置について（要綱別表13(4)）

業務に関し、各種法令に違反し行政処分を受けた場合の措置の明確化。

##### (7) 談合情報対応マニュアル・工事請負等競争入札参加者心得の改正に伴う規定整備について（要綱別表13(1)）

##### (8) 資格制限について（第9条第3項、第11条第2項）

過去に契約解除や契約締結辞退について資格制限を行っていたが、平成21年に要綱を改正し当該事案が生じたときは、停止措置を行うこととしているため、現在、実務上事例がないため削除する。